

今、すべての企業に知識のワクチンを！

企業における「新型コロナウイルス感染症」対策 産業医を活用したBCP策定のポイント

2020年4月

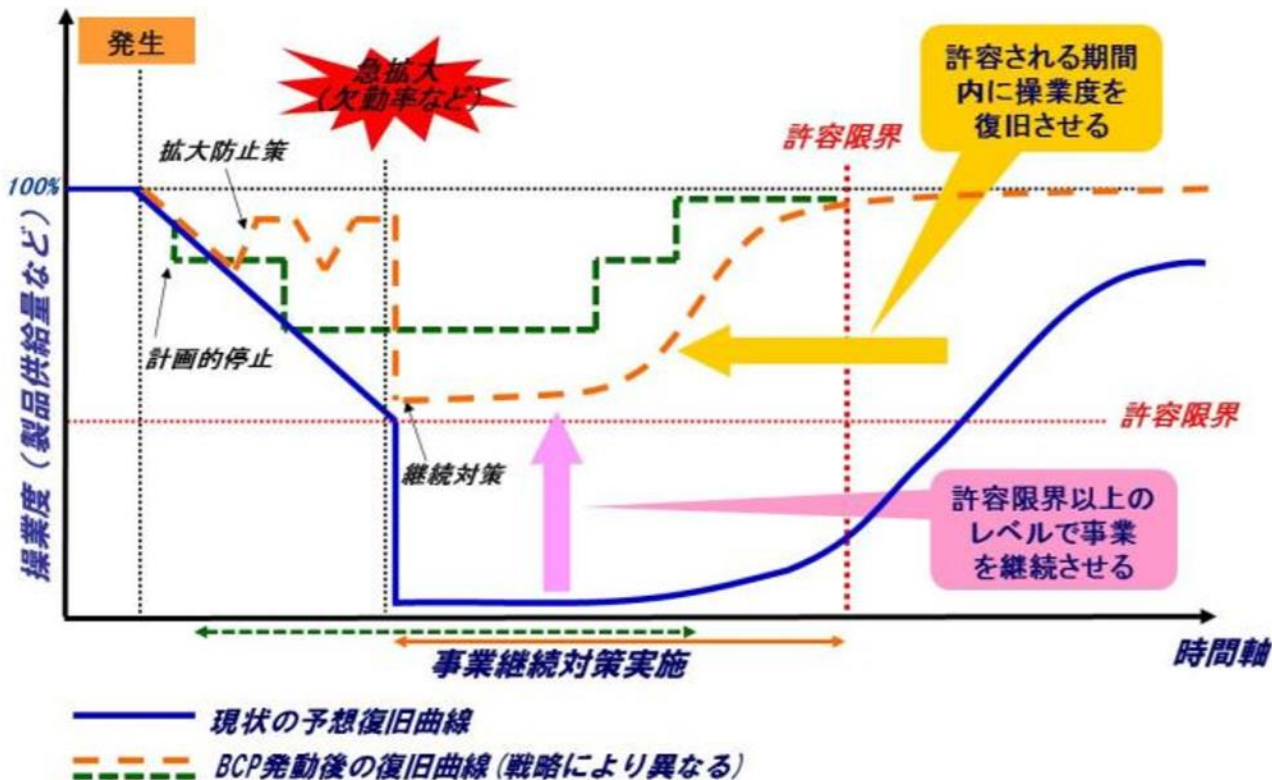
ミネルヴァベリタス株式会社 顧問

信州大学 特任教授

本田 茂樹

「BCP（事業継続計画）」とは何か

感染症に関する事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）は、感染症のまん延など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い時間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画のことです。



【大切なこと】

- 平常時から、社内で感染防止対策の啓発や必要な物資の備蓄などを進める
- 感染症の流行期においては、自社の重要事業を継続することで、社会的責任を果たす

企業におけるBCPの必要性

1. 企業の社会的責任を果たすためにはBCPが必要

感染症の流行拡大により、多くの従業員が出勤できず、自社事業を継続できないことが考えられます。そのような状況下でも、顧客や社会への供給責任を果たすために、企業はBCPを策定し速やかに事業を復旧させ、事業を継続することが求められます。

2. 復旧・事業継続が遅れると顧客を失うことを防ぐためのBCP

感染者を最小化できたとしても、その後の復旧に時間がかかることで、多くの顧客を失う可能性があるため、BCPを策定する必要があります。

3. BCPにおいてさまざまな対策を実行するには準備期間が必要

マスク・アルコール製手指消毒剤の備蓄や在宅勤務システムの導入、そして調達先の複数化などを準備するには時間がかかります。

感染症BCPを策定する前提条件

1. 被害対象は従業員など人への健康被害が主なもの

感染症の被害は主として、人への健康被害です。しかし、多くの人が感染することによって、協力企業の事業が停止する、物流が滞るなどの事態も起こり得ます。

2. 被害は、特定の地域に限定されない

被害が地域的である自然災害とは異なり、感染症の被害は国内全域、さらには世界中に及びますので、海外拠点での代替生産などが難しくなります。

3. 被害の期間を予測することが困難

新たな感染症の場合、終息するまで長期化することが考えられますが、不確実性が高く、その期間を予測することは困難です。

4. 被害の抑制など

海外で新たな感染症が発生した場合は、国内で発生するまでの間に準備を進めることが可能です。また、適切な感染防止対策を講じることによって、被害規模の抑制が可能であると考えられます。

感染症BCPを策定する際のポイント

1. 感染症の流行期には多くの従業員が欠けることを理解しておく

感染症の流行で、多くの従業員が罹患し会社に出社できない状況が発生します。

BCPでは、従業員を守るとともに、欠けた要員をどのように代替するかを検討しておき、的確に運用することが必要となります。

2. まず、従業員を感染から守ることが必須 ～産業医との連携を忘れずに～

衛生委員会などを通じ従業員に対して感染防止対策を周知徹底するとともに、在宅勤務や時差出勤など、感染リスクを下げる取り組みを実施することが求められます。

3. それでも欠勤者が多く発生した場合の代替策も重要

業務の標準化による補助・代替要員の育成、必須要員が同時に発症しないためのスプリット・チーム制の導入、退職者（OB等）への応援要請などを検討します。

※自社でBCPの策定が難しい場合には、外部コンサルタントに依頼することも検討します。

特に事業継続が求められる職種

1. 事業の継続を強く求められる事業者（指定（地方）公共機関・登録事業者）

医療機関や医薬品製造・販売事業者や、国民生活・国民経済の安定に資する分野（ライフライン、鉄道など運輸事業者、金融機関、食料品・生活必需品の販売・流通事業者など）は事業の継続を強く求められます。

2. 指定（地方）公共機関・登録事業者を支える事業者

指定（地方）公共機関や登録事業者に業務やサービスを提供している事業者は当該分野の事業を継続することが求められます。

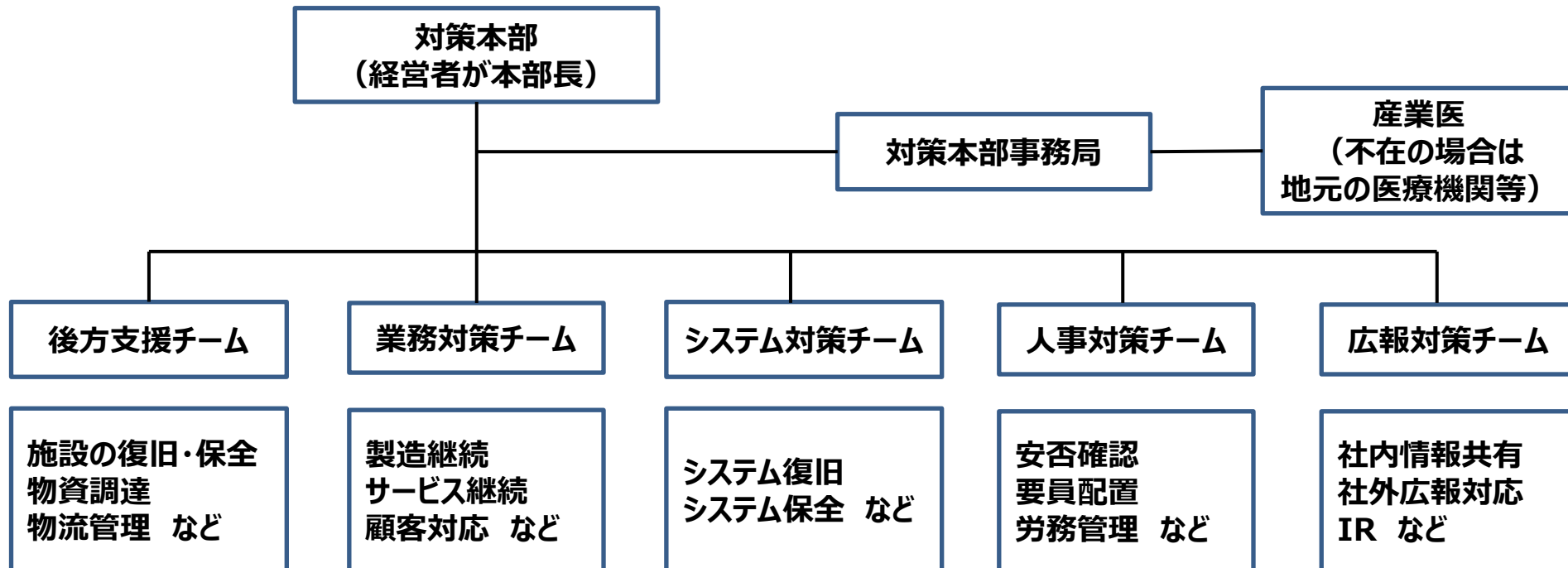
3. 一般の事業者

一般の事業者は、国内感染期における自社の事業に対する需要の変化を予測し、顧客・従業員の感染リスクと経営維持の観点から相対的に判断した上、事業を絞り込み継続します。その際も感染防止対策は徹底して行います。

BCPの社内体制はどうするか

- BCPにおいては重要な決定を速やかに行う必要があるため社内体制は経営トップが担うことが重要
- 感染防止対策には医療職の知見が必須であるため、産業医や医療機関と連携して対応を進める
- 対策本部および各チームにおいて、感染者発生時に備え代行体制と権限委譲をルール化する
- 社内体制の構成員は、特定の部門からだけでなく、各部門からメンバーを選出する

BCPの社内体制（例）



感染症防止対策はどうか ①

1. 新型コロナウイルス感染症の防止防止対策も、一般的な対策が基本です。

- 石けんによる手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒・咳エチケットを徹底する
- 時差出勤、テレワークなどで人混みを避ける
- 「3密」（換気の悪い密閉空間、人が密集している場所、近距離で会話・発声が行われる場所）を避ける
- 手で顔を触らない（接触感染を避けるため）
- 37.5度以上の発熱、咳、全身倦怠感などの症状があれば出社しない
- 十分な栄養と睡眠をとる など

2. 職場における接触感染防止のため、職場の消毒を行います。

- 通常の清掃に加えて、消毒用アルコールや界面活性剤を含む住宅用洗剤等で定期的なふき取り掃除をする
- 机、ドアノブ、スイッチ、手すり、エレベーターのボタン、トイレの流水レバー、便座など人がよく触れるところを中心に行う

感染症防止対策はどうするか ②

1. 従業員の健康状態の確認

- 欠勤した従業員がいる場合は、本人や家族の健康状態の確認（発熱の有無や発症者との接触可能性の確認）および欠勤理由の把握を行う
- 本人や家族が感染した疑いがある場合には連絡するように指導する

2. 職場で従業員が発症した場合の対処

- 発症の疑いがある従業員を会議室等の別室に移動させ、他の従業員との接触を防ぐ
- 発症した従業員が自力で別室に移動できない場合は、個人防護具を装着した従業員が、発症者にマスクを着用させた上で援助する

3. 医療機関への搬送方法等

- 事業者は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、現在の症状などを伝え、今後の治療方針（搬送先や搬送方法）について指示を受ける
- 地域の感染拡大状況によって、入院勧告から自宅療養まで治療方針は刻々と変化するので、発症者を確認するたびに指示を受けることが望ましい

BCPを的確に運用するための情報収集

感染症に関するBCPを的確に運用するためには、平常時から関連する情報を適時に収集し、社内で共有する体制を整備しておくことが求められます。

1. 信頼できる情報源の確保

新たな感染症に関する知識や国内外の流行状況、そして医療体制に関する情報を信頼できる情報源から入手できる体制を平常時から構築しておくことが重要です。

- 国（内閣官房、厚生労働省、外務省、国立感染症研究所等）
- 専門医の学会（日本渡航医学会、日本産業衛生学会等）
- 海外（WHO：世界保健機関、CDC：米国疾病対策予防センター） など

2. 流行時の要員確保を検討するための情報収集

従業員の発症状況や出勤不可の可能性等を確認できる体制を構築しておくことが求められます。平常時から個人情報保護に配慮しつつ、次の項目を確認します。

- 従業員の緊急連絡先
- 従業員の家における学校・保育施設に通う子どもの有無
- 従業員に家庭における要介護の家族の有無
- その他の支援の必要性の有無 など

BCPにおける産業医との連携

感染症に関する正しい知識を理解し、自社のBCPを的確に運用するためには、産業医との連携が必須です。

1. 感染症に関する正しい知識を理解することが重要です。

新たな感染症に関する知識を産業医から得ることにより、的確な感染防止対策を実施することが可能となります。

また、従業員一人ひとりの感染防止対策を、産業医の衛生講話によって啓発していくことも求められます。

自社内における感染者の発生によって職場が閉鎖され、事業活動を中断せざるを得ない状況を回避するとともに、被害を最小限に抑えることを目指しましょう。

2. 事業を継続するための注意事項も理解する必要があります。

一般の事業者が、事業継続をどの程度行うかの決定は、従業員や顧客・訪問者等の感染防止対策の実施を前提として事業者自らが判断することになります。

その際の感染防止対策の内容は、産業医の指導を仰ぐことが重要です。

職場環境についても、従業員の密集・密接レベルや換気の状態などが適切であるかの判断も産業医の職場巡視を通して行うとよいでしょう。

平常時における産業医の役割

産業医は感染症対策の観点から、次のような役割が期待されます。

1. 新たな感染症に関する最新の知見

的確な対策を構築するには、新たな感染症に関する最新の知見が必要です。そこで企業における医療専門職の産業医から情報提供をしてもらい、職場で共有することが大切です。

2. 経営層に届く説明力

感染症に関するBCPにおいては、感染防止に必要な手指消毒用アルコールやマスクの購入、そして重要な事業の絞り込み等のさまざまな経営判断や迅速な対応が求められます。経営層に対して、それらの判断に必要な医療的な知見をわかりやすく伝えられることが重要ですので、経営層が衛生委員会に参加することが効果的と言えます。

例えば、事業の継続にあたり在宅勤務の導入を検討する場合、必要となる健康管理方法などをアドバイスできることも大切です。

3. 従業員の行動変容を促す発信力

体調が悪ければ出社しない、また手洗いや咳エチケットなどの感染防止対策は、従業員一人ひとりが実行できなければ、効果がありません。衛生講話などを通じて、それらの知識を従業員に伝え、その行動変容を促す発信力が求められます。

産業医へのアプローチはどうあるべきか

企業は、感染症に関するBCPの観点から、産業医を含む医療職に対して次のようなアプローチを行うとよいでしょう。

経営層が感染症に関するBCPに積極的に関与する

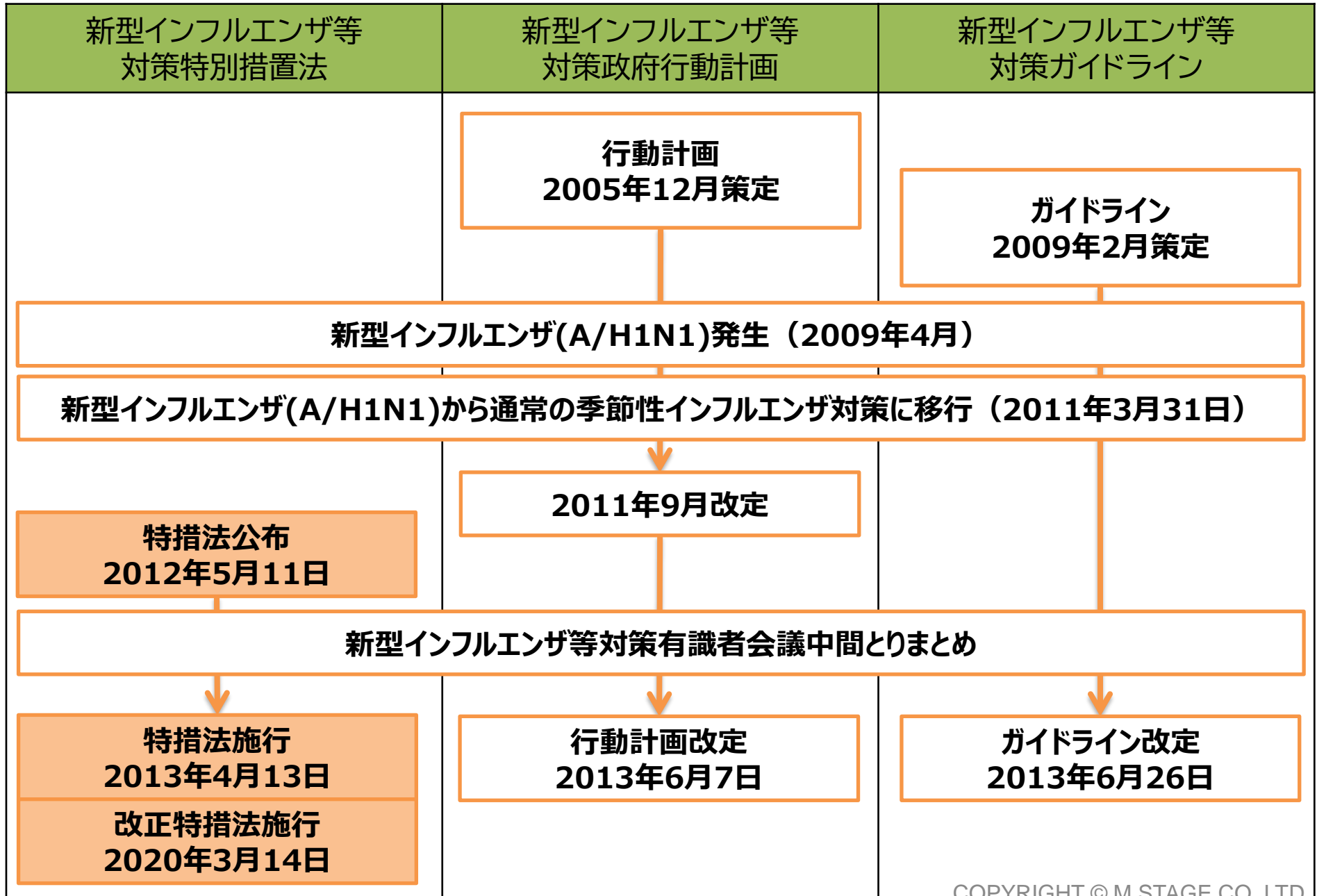
BCPはもちろん、危機管理においてはトップダウン、つまり経営層の積極的な関与が必須です。具体的には、次のような項目が考えられます。

- 経営層が衛生委員会に参加し、企業として取り組む姿勢を明確にするとともに産業医との信頼関係を構築する
- 感染症に関する知見については、常に産業医から最新の情報が提供されるよう依頼する
- BCPの推進体制に産業医を含めることによって、事業継続のために講じる対策が、感染防止の観点から適切なものであるか確認する
- 産業医に対して、衛生講話を通して感染防止対策を啓発することを依頼する など

注意：「産業医が感染症対策に協力的でない」という場合には産業医の見直しも検討しましょう。

「新型インフルエンザ等対策特別措置法」

(内閣府官房新型インフルエンザ対策室の資料をもとに作成)



「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」

- 新型インフルエンザ等（国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものに限る）が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるときに、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」（以下、「**緊急事態宣言**」）が発出されます。
- 「**緊急事態宣言**」は、首相が対象区域・期間を示して発出し、それに従い、都道府県知事が、さまざまな要請・指示などを行います。
 - ・ 住民の外出自粛の要請
 - ・ 不特定多数の人が使う施設の使用や催物開催の制限・停止の要請・指示
 - ・ 学校・社会福祉施設（通所・短期入所に限る）の使用制限の要請・指示
 - ・ 臨時の医療施設開設のための土地・家屋の使用
 - ・ 医薬品など必要な物資の売り渡し要請・収用 など